

新たな就職氷河期世代等支援プログラムの
基本的な枠組みについて
(各論)

2025年6月3日

就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議

1. 就労・処遇改善に向けた支援

これまでの主要な取組

2025年度・2026年度以降の取組

①	相談対応等の 伴走支援	ハローワークに <u>専門窓口</u> を設置し、相談・紹介から、就職、定着までの一貫した伴走支援を実施（19年度～）	ハローワークのデータを活用し、年齢や性別を踏まえた、 <u>賃金が上昇する転職・処遇改善に資する公的職業訓練等の情報提供を専門窓口で行う取組の開始を検討</u> （26年度～）
② リ・スキリングの支援	1) 受講環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 非正規雇用労働者等が働きながら受講しやすいオンラインでの職業訓練の試行実施（24年度～） <u>生活支援の給付金を受給しながら無料の職業訓練を受講できる「求職者支援制度」</u>について、受講しやすくなるよう訓練期間や時間の要件緩和（24年度～） <u>従業員向けに職業訓練を行う事業主への助成</u>（人材開発支援助成金、17年度～） 	<ul style="list-style-type: none"> 非正規雇用労働者等が働きながら受講しやすい<u>オンラインでの職業訓練の全国化を検討</u>（26年度～） 人材開発支援助成金について、<u>正規転換を目的とするOFF-JTとOJTの組み合わせ訓練を行った場合の助成率を拡充</u>（70%→75%）（25年度～）
		<p>指定講座を受講・修了した際に費用の一部を助成する「<u>教育訓練給付金</u>」について、<u>給付率引上げ</u>（専門実践：70%→80%等）（24年10月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>氷河期等交付金において、自治体のリ・スキリング事業を支援</u>（実施自治体数：25年度 114（暫定））（20年度～） 氷河期等交付金において、<u>リ・スキリング事業の補助率を引上げ</u>（<u>3/4→4/5</u>）（24年12月～） 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険被保険者に対し、<u>教育訓練休暇中に賃金の一部を支給する制度を創設</u>（25年10月～） 雇用保険被保険者以外の者に対し、<u>教育訓練費用と訓練期間中の生活費用を融資する制度を創設</u>（25年10月～）
	2) メニューの充実	<p>教育訓練給付金の対象となり得る、文部科学大臣・経済産業大臣が認定する<u>大学等のプログラム、デジタル人材育成に関する講座を拡大</u>（20年度～）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>資格やスキル標準と結びつく指定講座の拡大を検討</u>（26年度～） <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>大学・専門学校</u>において、<u>就職氷河期世代等</u>に対し、<u>企業が受講者の処遇改善にコミットした講座や資格取得など処遇改善につながる講座</u>を、働きながら受講しやすい<u>週末・夜間等</u>を含めて拡充 ➤ <u>AIを含むデジタルスキル</u>に関する認定講座を拡大 教育訓練給付金指定講座の修了者等について<u>賃金上昇等の状況を検証する仕組みを検討した上で、指定講座の見直しを含め、必要な検討を行う</u>（25年度～）
3) キャリア形成の支援	<p>キャリア形成・リスキリング支援センター等を全国に設置し、<u>キャリア形成に関する無償の相談機会を提供</u>（20年度～）</p>	<ul style="list-style-type: none"> セカンドキャリアに向けたキャリアプランの構築を支援する中高年齢層向け「<u>経験交流・キャリアプラン塾</u>」を開催（25年度～） 「経験交流・キャリアプラン塾」において、<u>新たに、企業を通じたキャリアプランの構築支援</u>を行うことを検討（26年度～） 	
③	就労を受け入れる事業者の支援	<ul style="list-style-type: none"> 就職困難者を<u>試行雇用する事業主への助成</u>（トライアル雇用助成金、20年度～） 就職困難者を<u>新規に正規雇用労働者として雇用する事業主への助成</u>（特定求職者雇用開発助成金、20年度～） <u>非正規雇用労働者を正社員転換した事業主への助成</u>（キャリアアップ助成金、13年度～） 	<ul style="list-style-type: none"> <u>トライアル雇用助成金の拡充</u>を検討（「認定就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）利用者の試行雇用を推進）（26年度～） <u>特定求職者雇用開発助成金の拡充</u>を検討（「認定就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）利用者の試行雇用からの無期雇用化を推進）（26年度～）

※ 中間的就労：すぐに一般企業等で働くことが難しい方が、個々人の能力や適性、状況に応じて支援を受けながら柔軟に働くこと

これまでの主要な取組

2025年度・2026年度以降の取組

④	<p>家族介護に直面する者の介護離職防止に向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 育児・介護休業法に基づく仕事と介護の両立支援（95年度～） <u>両立支援制度を利用しやすい環境を整備する中小企業に対し助成金</u>を支給（両立支援等助成金、16年度～） 第9期介護保険事業（支援）計画に基づく、<u>必要な介護サービスの確保及び家族介護者への相談支援体制の整備</u>（24年度～26年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 両立支援に関する情報の<u>個別周知、利用意向の確認等を事業主に義務づけ</u>（25年度～） <u>両立支援等助成金</u>について、介護による短時間勤務を行う者の業務代替者も助成対象に追加（25年度～） <u>両立支援等助成金の更なる拡充を検討</u>（新たに<u>有給の介護休暇を対象とする等</u>）（26年度～） 地域のサービス提供体制の確保に向けた取組の充実、家族介護者への相談支援体制の整備（継続）
⑤ 公務員・教員としての採用拡大	1) 国家公務員	<p>「<u>国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）</u>」及び<u>経験者採用等</u>による就職氷河期世代の採用（約4,600名、20～23年度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>就職氷河期世代の積極的な採用</u>（25年度～） 「<u>国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）</u>」の実施（26年度～） <u>試験・選考区分によらず、能力・実績に応じて速やかに昇任・昇格しやすくする仕組み</u>を検討（26年度～）
	2) 地方公務員	<ul style="list-style-type: none"> 各自治体に対し<u>積極的な採用を要請</u>（19年度～） <u>就職氷河期世代の採用</u>（約14,300名、20～23年度） 	<p>各自治体に対し、国の取組を踏まえ、以下を要請（25年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>就職氷河期世代が受験可能な中途採用試験</u>を実施していない自治体に対し、<u>その実施</u> ➤ 従前から取組を行っている自治体を含めた全自治体に対し、<u>就職氷河期世代の積極的な採用</u>
	3) 教員	<ul style="list-style-type: none"> <u>免許保有者の教職就業</u>のための研修教材の作成・提供（23年3月～） <u>現職以外の教員免許保有者向け研修等</u>を実施（23年度～） 	<ul style="list-style-type: none"> 就職氷河期世代を含めた中途採用に関し、<u>一部試験免除や加点措置</u>による<u>取組の拡充を要請</u>（25年度～） 教員免許保有者が<u>教育現場に立つに当たって必要となる研修の教材を充実・普及</u>（25年度～） 教員への入職を円滑化するため、一時的任用や短時間勤務など、<u>多様な勤務形態の類型について検討</u>（25年度～）
⑥	<p>業種別の就労支援（農業、建設業、物流業）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就農希望者に対し、<u>農業大学校等における研修</u>を実施、<u>農業法人等を通じた研修</u>を支援（22年度～） <u>農業法人等の雇用環境整備</u>の支援を開始（24年12月～） 建設業：ハローワークにおいて、業界団体と連携した<u>セミナー、事業所見学会、就職面接会等</u>を実施（18年度～） 物流業：<u>大型免許取得費用等</u>の支援（23年度～） 	<ul style="list-style-type: none"> 就農希望者に対し、<u>農業大学校等における社会人向け講座の拡充</u>（25年度～） 農業法人等への就農希望者が利用可能な<u>トライアル雇用のマッチング支援</u>を開始（25年度～） 農業法人等に就農希望者が安心して就業できるよう、<u>就業規則策定に関する社会保険労務士への相談等の支援を強化</u>（25年度～） 建設業・物流業の現場における働き方について知識・経験がない、就職氷河期世代を含む未就業者に対し、更なる<u>入職支援、魅力発信、企業情報の発信等</u>を実施（26年度中に調査・検討）
⑦	<p>地方における就業等の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>新しい地方経済・生活環境創生交付金</u>」（25年度～）を通じて、<u>地方での移住・起業・就業等を支援</u> 	<p>就職氷河期世代の地方への移住や就労の拡大について、<u>自治体に推奨メニューとして通知を発出</u>（25年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 移住支援交付金の対象業種として、従来の中小企業に加え、新たに<u>農林水産業</u>を位置づけ、また自治体が<u>医療・福祉職等</u>を位置づけることを可能に ➤ <u>地域企業が初めて副業・兼業人材を活用するために必要となる経費を補助</u>する制度を新設

2. 社会参加に向けた段階的支援

これまでの主要な取組

2025年度・2026年度以降の取組

①	<p>社会とのつながり 確保の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもり支援として、<u>NPO等を通じた相談対応や居場所づくりに取り組む自治体を支援</u>（20年度：81 → 24年度：303） 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県による管内自治体の巡回指導により、<u>ひきこもり支援に取り組む自治体を拡大</u>（24年度：303 → 25年度：361見込み、25年度～） 単独での実施が困難な小規模自治体において、<u>近隣自治体との広域連携等を通じて、ひきこもり相談支援に取り組む自治体を更に拡大することを検討</u>（26年度～） 氷河期等交付金において、<u>当事者同士の交流の場の設定、支援団体の活動の後押しなど、地域の実情に応じた事業に取り組む自治体に対する支援を、新たにメニュー化することを検討</u>（26年度～）
②	<p>就労に困難を抱える者の職業的自立に向けた支援</p>	<p>「<u>地域若者サポートステーション</u>」（サポステ）を設置し、<u>職業的自立に向けた支援を実施</u>（179か所、06年度～）</p>	<ul style="list-style-type: none"> サポステにおいて、地域の医療機関や福祉機関等と連携し、<u>公認心理師等の専門家による心理的相談を行うネットワーク構築</u>に係るモデル事業を実施（57か所、25年度～※24年度から一部先行実施） 心理的相談ネットワークの構築について、全国的な展開を視野に入れた検討（26年度～）
③	<p>柔軟な就労機会の確保の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法に基づく「<u>認定就労訓練事業</u>」（いわゆる「<u>中間的就労</u>※」）の実施（15年度～）（受入実績：691人（23年度）） 	<ul style="list-style-type: none"> 認定就労訓練事業のあっせんを行う自立相談支援機関における、就職氷河期世代も含めた生活困窮者に対する相談支援の強化を行うことを検討（25年度～） 自治体の自立相談支援機関の<u>支援員等による「認定就労訓練事業」の活用勧奨</u>の徹底（通知、管内の認定就労訓練事業所に関する情報共有や支援員等への研修実施等、26年度～） 「認定就労訓練事業」の利用者を対象とするトライアル雇用助成金や特定求職者雇用開発助成金の拡充を検討（26年度～） 氷河期等交付金において、<u>中間的就労の機会を創出する事業に取り組む自治体に対する支援を、新たにメニュー化することを検討</u>（26年度～）

※ 中間的就労：すぐに一般企業等で働くことが難しい方が、個々人の能力や適性、状況に応じて支援を受けながら柔軟に働くこと

3. 高齢期を見据えた支援

これまでの主要な取組

2025年度・2026年度以降の取組

①	<p>家計改善・ 資産形成の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者に対して、本人の状況に応じた家計の状況の見える化等の支援を実施（家計改善支援事業、実施自治体数19年度：494 → 24年度：774） 金融経済教育推進機構（J-FLEC）の立上げ（24年4月～） セミナー・イベントの実施目標：1万回・75万人/年（実施状況：約3,700回・22万人（24年4月～12月）） 	<ul style="list-style-type: none"> 家計改善支援事業の補助率を上げ（1/2 → 2/3、25年度～） 家計改善支援事業の全国実施に向け、国からの専門スタッフの派遣を通じた自治体へのノウハウの提供、質の高い支援に取り組む自治体への支援を検討（26年度～） 就職氷河期世代を含む中高年層への取組を強化（25年度～） <ul style="list-style-type: none"> 企業への講師派遣：<u>地方を含め、中小企業等へのアプローチを強化。非正規を含め、従業員</u>の参加を拡大 個人を対象とするセミナー等：<u>自治体・支援団体との連携を強化、参加募集のルートを拡大</u> 内容：<u>リタイア後を見据えたライフプランニング</u>に重点を置く 氷河期等交付金において、<u>家計改善や資産形成に向けた金融教育に取り組む自治体に対する支援を、新たにメニュー化することを検討</u>（26年度～）
②	<p>希望に応じた 就業機会の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 65歳までの雇用確保措置や70歳までの就業確保措置の推進（高齢者雇用安定法） <u>65歳以上への定年引上げ等に取り組む事業主への助成</u>（65歳超雇用推進助成金、16年10月～） 	<ul style="list-style-type: none"> 65歳までの雇用確保措置の全面施行（25年度～） <u>希望に応じた70歳までの就業確保を行う場合について、65歳超雇用推進助成金の拡充を検討</u>（26年度～）
③	<p>高齢期の所得保障</p>	<p>短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大 （51人以上の企業等を対象、24年10月～）</p>	<p>現在国会提出中の年金改正法案の早期成立を図り、</p> <ul style="list-style-type: none"> 同法案に基づく短時間労働者への被用者保険の更なる適用拡大 適用拡大前においても、<u>任意の適用に取り組む事業所支援</u>を実施（同法案に基づく保険料調整制度の早期施行等） 社会経済情勢を見極め、基礎年金水準の低下が見込まれる場合には、<u>基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了</u>するために必要な措置を講ずる
④	<p>住宅確保の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等を受け入れる<u>セーフティネット登録住宅</u>（※1）の拡大（20年度末：約39万戸 → 24年度末：約94万戸） <u>住宅セーフティネット法の改正</u>（24年度） 自治体（公営住宅）、大家（セーフティネット登録住宅の一部（※4））に対し、<u>家賃低廉化支援</u>を実施（17年度～） 	<ul style="list-style-type: none"> <u>改正住宅セーフティネット法を施行</u>し、住宅と福祉の連携等を展開・拡充（25年10月～） <ul style="list-style-type: none"> 「<u>セーフティネット登録住宅</u>」の更なる普及（※3） 「<u>居住サポート住宅</u>」（※2）認定制度の創設・普及 家賃低廉化支援の対象として、新たに<u>居住サポート住宅を追加</u>（25年10月～） 自立相談支援機関等と連携して<u>就労支援も行う居住支援法人</u>（※5）の取組を促進することを検討（26年度～）

※1 住宅確保要配慮者（住宅の確保が難しい者）の入居を拒まない賃貸住宅

※2 高齢者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせるように、見守りや福祉サービスへのつながりが提供される賃貸住宅

※3 改修費や家賃低廉化等の補助（セーフティネット登録住宅・居住サポート住宅）、居住支援法人等による入居支援（居住サポート住宅）等を実施

※4 セーフティネット登録住宅のうち、住宅確保要配慮者のみが居住する専用住宅

※5 住宅確保要配慮者に対して、住まい探しや入居後の生活支援を行う団体

3 本柱の取組を支える実態調査・支援策の広報プロモーション

これまでの主要な取組

2025年度・2026年度以降の取組

①	属性を細分化した 詳細な実態調査	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）における<u>就職氷河期世代20名に対する属性別のインタビュー調査</u>（24年1月） 就職氷河期世代8,400名に対する<u>支援ニーズ等のインターネット調査</u>（23年8月） 	<ul style="list-style-type: none"> 性別、有業/無業、雇用形態等の属性別に、支援ニーズ等の<u>インタビュー調査（対象80名程度）を実施</u>（25年度中） 左記インターネット調査について、性別、有業/無業、雇用形態等の属性別に<u>詳細な分析を行う追加調査</u>を実施（25年度中） <u>ソーシャルリスニング方式</u>（SNS等で発信されている意見を収集、分析し、ニーズや課題感のトレンドを把握する方法）による<u>支援ニーズ等の継続調査</u>を検討（26年度～）
②	プッシュ型広報を含めた 広報プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省HP上に<u>特設ウェブサイト</u>を開設（20年10月～） インターネット広告やラジオCM等の政府広報（20年10月～） SNS広告等を活用した広報（20年10月～） <ul style="list-style-type: none"> 氷河期等交付金において、自治体の周知啓発活動を支援（実施自治体数：25年度 56（暫定）） 	<ul style="list-style-type: none"> <u>就職氷河期世代本人に行き届く広報、就職氷河期等の支援の必要性について理解を深める政府広報を強化</u>（25年度～） 支援ニーズに沿って各種施策を分かりやすい形で紹介する<u>新たなポータルサイトを創設</u>することを検討（26年度～） <u>ハローワークにおけるプッシュ型の情報提供</u>の試行実施（25年度～） ハローワーク及び自治体における<u>プッシュ型の情報提供の本格実施</u>を検討（26年度～） 就職氷河期世代等の支援策全般に係るプッシュ型広報の導入の検討（就職氷河期世代本人や家族、支援関係者など、対象ごとに効果的な手法を検討）（26年度～） 氷河期等交付金において、就職氷河期世代等の支援事業に関する自治体の<u>周知啓発活動に対する支援を強化</u>することを検討（26年度～）